

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

(3) 陳情第111号 人間らしい生活の保障を求める国への意見書提出を求める陳情

資料1 一時扶助・被保護者等慰問金支給制度・生活保護基準について

参考資料1 平成29年7月1日からの生活保護基準額表（抜粋）

平成30年1月18日

健康福祉局

一時扶助・被保護者等慰問金支給制度・生活保護基準について

1 一時扶助について

(1) 一時扶助の内容

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われることが原則であり、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものである。

しかし、火災により家財道具を焼失した場合や単身の長期入院患者が退院して新たに居を構える場合等予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりは困難となる場合が考えられる。

このため、一時扶助は、このような特別条件下における臨時特別の需要に対応するものである。

ア 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

イ 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

(2) 一時扶助の種類

- 被服費 ○家具什器費 ○移送費 ○入学準備金 ○就労活動促進費
- その他（・配電設備費 ・水道、井戸又は水道設備費 ・液化石油ガス設備費 ・家財保管料 ・家財処分料 ・妊婦定期検診料 ・不動産鑑定費用等）

＜生活保護手帳別冊問答集 問3-22（答）＞

なお、「テレビの購入費や受信に要する電気料、修理費等の維持費は一般生活費のやりくりのなかで賄うべきものであり、その費用を支給することはできない」との国の見解があり、一時扶助で認定することはできない。

2 川崎市被保護者等慰問金支給制度について（昭和32年創設、平成16年度廃止）

- 生活保護法による被保護者等に対し、夏期及び年末に慰問金の支給を行う事業
- 本事業は昭和32年4月に市の単独事業として創設されたが、生活保護基準が年々増額改定されたことにより生活保護世帯と一般世帯の生活水準の格差が改善されたことなどの観点から本制度の見直しを行った。
- 平成16年度に神奈川県及び横浜市の制度廃止に合わせて、本市においても本事業を廃止

政令指定都市及び神奈川県慰問金実施状況

廃止年度	都市・県名
平成9年度から廃止	北九州市
平成12年度から廃止	札幌市、福岡市
平成15年度から廃止	静岡市
平成16年度から廃止	仙台市、さいたま市、 川崎市 、横浜市、京都市、神戸市、広島市、神奈川県
平成17年度から廃止	大阪市、堺市
平成18年度から廃止	千葉市、名古屋市
平成25年度から廃止	新潟市

※相模原市(H22)、浜松市(H17)、岡山市(H21)、熊本市(H24)は政令市移行時に制度なし

3 生活保護基準について

生活保護基準については、生活保護法第8条に規定されており、厚生労働大臣が定めるものとなっている。

＜生活保護法＞

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、一般国民の消費実態との均衡が適切に図られるよう改定が行われている。また、平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による提言を受け、この均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととなっており、前回は平成24年に行われ、5年経過した今年度、検証が行われた。

(1) 平成25年度から平成27年度の生活保護基準見直し

①生活扶助（基準生活費）

社会保障審議会（生活保護基準部会）における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、デフレ傾向が続いたにもかかわらず、基準額が据え置かれたことなどを勘案したことにより、基準生活費を減額10%の範囲内で3か年かけて段階的に見直しを行った。

期末一時扶助は、世帯人数倍の支給額から世帯規模の経済性（スケールメリット）を導入した。

冬季加算は、地区別水準見直し、世帯人数・級地別の格差の是正を行った。

②勤労控除見直し、就労自立給付金創設等、自立支援に向けた施策の強化

基礎控除については、全額控除が8,000円から15,000円に増額

収入が増えるほど控除率が低下していたものを、一律10%とした。

③住宅扶助

各地域における家賃実態を把握し、単身世帯の住宅扶助上限額の見直し、世帯人数区分及び地域区分の細分化、さらに床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入。

(2) 平成29年度検証を踏まえた平成30年度から平成33年度の生活保護基準見直し案（平成29年12月22日閣議決定）

- ①一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う「世帯への影響に十分配慮」し、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を5%以内にとどめる。
※見直しは段階的に実施（平成30年10月から3段階を想定）

②児童養育加算（支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大）

現行：月10,000円(3歳未満等15,000円)/中学生まで ⇒ 見直し後：月10,000円/高校生まで

③母子加算（子どものいる家庭の消費実態を分析）

現行：母子（子ども1人）の場合 平均月約21,000円 ⇒ 見直し後：平均月17,000円

④教育扶助・高等学校等就学費

- ・クラブ活動費の実費支給化：年額61,800円 ⇒ 年額83,000円（実費上限）
- ・入学準備金（制服等の購入費）の増額：63,200円（実費上限） ⇒ 86,000円（実費上限）
- ・高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給

⑤進学準備給付金（仮称）の創設

- ・生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、一時金を支給
自宅生 100,000円 自宅外生 300,000円

- ・世帯分離の取扱いは維持するが、自宅から通学する場合の住宅扶助減額は行わない

※世帯分離とは、保護の実施は世帯を単位として行うのが原則であるが、世帯員の大学への就学等が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合には、同一世帯ではあるが保護の要否程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという擬制的措置である。世帯分離措置の効果として、保護を受けないこととなった世帯員は、基準に定める最低生活費が計上されないことになる。

月々の生活保護費は、前頁の基準生活費と本頁の収入認定額とを比較して決まります。

《収入認定の方法は？》

1 就労による収入

収入から次の各控除を控除した残額が収入認定額となります。

- 基礎控除
以下の「控除額表（概略）」のとおり、1か月の収入額に対応する額を控除します。
- ※「1人目の就労者」とは、その世帯で最も収入の多い就労者をいいます。
- 新規就労控除（11,200円）
新規に就労したため特別に経費を必要とする方で、要件に該当する場合に、6か月に限り控除します。
- 未成年者控除（11,400円）
20歳未満の方が就労した場合に控除します。ただし、単身者などの場合は適用されません。
- 必要経費（実費）
就労収入を得るための必要経費（「交通費」「税金」「社会保険料」など）が認められます。

控除額表（概略）

1か月の収入額		1人目の就労者の控除額		2人目以降の就労者の控除額	
~	8,000	~	5,600	~	5,600
8,001	~ 19,999	5,601	~ 6,800	5,600	~ 5,780
20,000	~ 39,999	7,290	~ 9,210	6,200	~ 7,830
40,000	~ 59,999	9,700	~ 11,620	8,240	~ 9,880
60,000	~ 79,999	12,100	~ 14,030	10,290	~ 11,920
80,000	~ 99,999	14,510	~ 16,060	12,330	~ 13,650
100,000	~ 119,999	16,250	~ 17,060	13,820	~ 14,500
120,000	~ 139,999	17,260	~ 18,060	14,670	~ 15,350
140,000	~ 159,999	18,260	~ 19,100	15,530	~ 16,230
160,000	~ 179,999	19,290	~ 20,130	16,390	~ 17,110
180,000	~ 199,999	20,270	~ 21,170	17,230	~ 17,990
200,000	~ 219,999	21,270	~ 22,070	18,070	~ 18,760
220,000	~ 231,999	22,270	~ 22,670	18,940	~ 19,270
232,000	~	22,760		19,350	

※ この表は、生活保護が必要かどうかを判断するためのものですので、生活保護を受給中の方については控除額が異なります。詳しくは、担当に御確認ください。

2 就労収入以外の収入

原則として収入の全額を収入認定しますが、収入の種類によっては一部又は全部が控除されることもありますので、担当に御確認ください。

- (1) 恩給、年金などの法律に基づいて支給される収入
 - (2) 仕送り、贈与などの収入
 - (3) 間代等の財産収入
 - (4) 県・市の各手当などで一定の金額を超えた収入
 - (5) 財産処分又は保険金その他の臨時収入
- など

《生活保護は必要でしょうか？》

前掲【基準生活費の具体例】の場合で、次の収入がある場合の計算のしかたです。

就労収入 150,000 円、税・交通費など 26,780 円、児童手当 10,000 円

〔基準生活費〕－〔収入－控除〕＝最低生活に不足している額

基準生活費 218,380円	-	収入認定額 114,560円 〈就労収入〉 150,000 〈基礎控除〉 -(18,660 〈経費〉 + 26,780) 〈児童手当〉 + 10,000	=	最低生活に不足している額 103,820円
--------------------------	---	---	---	---------------------------------

※ 詳しくは、福祉事務所におたずねください。

平成29年7月1日からの
生活保護基準額表（抜粋）
(1級地-1)

福祉事務所一覧表

福祉事務所名	郵便番号	所在地	電話番号			FAX番号
川崎福祉事務所	210-8570	川崎区東田町 8	201-3255	201-3258	201-3297	201-3292
			201-3259	201-3245	201-3265	
			201-3187	201-3239		
大師福祉事務所	210-0812	川崎区東門前 2-1-1	271-0149	271-0151	271-0153	271-0127
			271-0155			
田島福祉事務所	210-0852	川崎区鋼管通 2-3-7	322-1982	322-1983	322-1989	322-1994
			322-1921	322-1998		
幸福社事務所	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	556-6652	556-6724	556-6687	555-3191
			556-6626	556-6653	556-6712	
中原福祉事務所	211-8570	中原区小杉町 3-245	744-3300	744-3303	744-3305	744-3343
			744-3190			
高津福祉事務所	213-8570	高津区下作延 2-8-1	861-3242	861-3243	861-3246	861-3238
			861-3248	861-3344		
宮前福祉事務所	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	856-3234	856-3247	856-3236	856-3171
			856-3214	856-3292		
多摩福祉事務所	214-8570	多摩区登戸 1775-1	935-3218	935-3221	935-3254	935-3395
			935-3257	935-3268	935-3423	
麻生福祉事務所	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	965-5145	965-5245	965-5228	965-5205

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

1 基準生活費

(1) 在宅

第1類 (食費等)		
年齢	生活扶助基準① (月額)	生活扶助基準② (月額)
0 ~ 2	21,510円	26,660円
3 ~ 5	27,110円	29,970円
6 ~ 11	35,060円	34,390円
12 ~ 19	43,300円	39,170円
20 ~ 40	41,440円	38,430円
41 ~ 59	39,290円	39,360円
60 ~ 69	37,150円	38,990円
70 ~	33,280円	33,830円

人員	第2類 (光熱水費等)		通減率	
	生活扶助基準① (月額)	生活扶助基準② (月額)	通減率①	通減率②
1人	44,690円	40,800円	1.0000	1.0000
2人	49,460円	50,180円	1.0000	0.8850
3人	54,840円	59,170円	1.0000	0.8350
4人	56,760円	61,620円	0.9500	0.7675
5人	57,210円	65,690円	0.9000	0.7140
6人	57,670円	69,360円	0.9000	0.7010
7人	58,120円	72,220円	0.9000	0.6865
8人	58,570円	75,080円	0.9000	0.6745
9人	59,020円	77,940円	0.9000	0.6645
10人	以上1人増すごとに +450円		以上 0.9000 0.6645	

※ 第2類は、入院・入所者を除く在宅人員で算定します。

冬季加算 (11月~3月)									
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに
2,580円	3,660円	4,160円	4,490円	4,620円	4,910円	5,120円	5,280円	5,450円	+170円
期末一時扶助 (12月のみ) ※入院・入所者も期末一時扶助の算定対象となりますが、金額は異なる場合があります。									
13,890円	22,650円	23,340円	26,260円	27,370円	31,120円	33,060円	35,010円	36,670円	+1,670円

(2) 入院生活費

日用品費	22,680円以内
冬季加算	980円

(3) 介護施設生活費

基本生活費	9,690円以内	冬季加算 980円
介護施設入所者加算 (他の加算との調整があります)	9,690円以内	

(4) 加算 世帯やその人の状態によって、次のような加算が加わります。

妊産婦加算	妊娠6か月未満	8,960円	妊娠6か月以上	13,530円
	産婦 (出産月から3か月間) 8,320円 (専ら母乳による場合は6か月間)			
母子加算 ※1	児童数	1人のみ	2人	3人目から1人増すごとに
	居宅	22,790円	24,590円	+920円
	入院等	18,990円	20,520円	+750円
障害者加算	障害等級表	1~2級 ※2	3級	常時介護が必要な場合
	居宅	26,310円	17,530円	家族が介護している場合
	入院等	21,890円	14,590円	他人が介護している場合
在宅患者加算	13,020円	放射線障害者加算	(1) 42,960円 (2) 21,480円	

介護保険料加算	65歳以上で介護保険料を支払う場合は、その額を加算します。		
児童養育加算 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の養育にあたる方が対象となります。)	第1子、第2子	3歳未満	15,000円
		3歳以上	10,000円
	第3子以降	12歳未満 (12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	15,000円
		12歳以上	10,000円

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障害者加算の受給対象となる世帯員を養育する母子世帯などが対象となります。

※2 手帳の等級とは一致しない場合がありますので、担当に御確認ください。

2 住宅費

家賃・間代・地代 (月額賃借料のみ)

1人	2人	3~5人	6人	7人以上
53,700円以内	64,000円以内	69,800円以内	75,000円以内	83,800円以内

※1人世帯においては、住居等の床面積が15㎡以下の場合は金額が異なります。詳しくは、担当に御確認ください。

3 教育費

基準月額 + 学級費 + 学習支援費 の額

(給食費は別途となります。教材費はその種類・品目で判断されます。)

小学校等 5,510円 中学校等 9,490円

生活費を決める基準は、1:基準生活費、2:住宅費、3:教育費の合計金額です。

4 臨時生活費 (1)被服費 (2)家具什器費 (3)移送費 (4)入学準備金 等

- 5 介護費 直接、福祉事務所から介護機関に支払います。原則は、生活保護の指定介護機関を利用した場合に限ります。
- 6 医療費 直接、福祉事務所から医療機関に支払います。原則は、生活保護の指定医療機関を受診した場合に限ります。
- 7 出産費 施設(病院等)分娩 293,000円以内 居宅分娩 262,000円以内
- 8 生業費 生業費 46,000円以内 技能修得費 78,000円以内 就職支度金 31,000円以内
高等学校等就学費 (基本額・教材費・学習支援費・授業料 (※3)・入学科・入学検査料・通学交通費)
※3 高等学校等就学支援金の対象になる方を除きます。
- 9 葬祭費 死亡人が大人の場合 206,000円以内 子どもの場合 164,800円以内

【基準生活費の具体例】 (国のモデルによる1級地-1の基準)

世帯例: 33歳、29歳、4歳の3人世帯/いずれもが在宅/家賃60,000円の場合

	生活扶助基準①(A)	生活扶助基準②(B)
第1類 33歳	41,440円	38,430円
1 29歳	41,440円	38,430円
類 4歳	27,110円	29,970円
通減率	1.0000	0.8350
第2類	54,840円	59,170円
	164,830円	148,373円

BまたはCの額の多い方 148,373円 + 児童養育加算 10,000円 + 住宅費 60,000円

≒ 218,380円

1円未満の端数は切り捨てます。10円未満の端数は10円に切り上げます。

A×0.9 148,347円(C)

